

ご存じですか？

機械設備を導入する場合

法人税及び固定資産税の優遇制度があります

現在、畜産農家には畜産クラスター事業等で大変多くの機械設備が導入され畜産経営の近代化が進められていますが、中小企業等経営強化法に基づき、税制の特例が受けられます。

【優遇措置の内容】

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき、

- ① 法人税・所得税・・・経営力向上計画の認定を受けた事業者であって、認定計画に基づき取得した一定の設備について、取得価額の即時償却又は取得額の10%※の税額控除を選択することが可能
※資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%
- ② 固定資産税・・・先端設備等導入計画の認定を受けた事業者であって、導入計画に基づき取得した一定の設備について、課税標準を3年間ゼロ～1/2の間で市町村の定める割合に軽減（ほとんどの市町村でゼロ）

【減税メリット例】

前提：3,000万円の機械設備を導入した場合
耐用年数10年、資本金2,000万円、税額控除額は取得価額の10%
又は法人税額の20%のいずれか低い額、固定資産税率14%

- ① 10%の税額控除
最大300万円を法人税から控除
- ② 固定資産税の軽減（3年間、ゼロの場合）
3年間で91万2千円

※赤字の企業もご利用いただけます。

①及び②で391万2千円
の減税効果

【対象となる設備（機械装置の場合）】

機械装置の場合は、最低価格が160万円以上で、かつ、そのタイプの機械が販売されてから10年以内のものとなります。

対象となるものの用途・細目		備考	
1	食料品製造業用設備	1	食肉又は食鳥処理加工設備
		2	鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備
		3	市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製造設備(集乳設備を含む。)
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	34	発酵飼料又は酵母飼料製造設備
		35	その他の飼料製造設備
		85	肥料製造設備
3	農業用設備(注)	畜産用設備、ならびに畜産飼料生産設備	

注：農業用設備は、トラクター、コンバイン、ボイラー、自動給餌機、ふん尿散布機などほぼすべての機械が対象となりますので、詳細は中央畜産会のHPをご覧ください。

【優遇措置を受けるための手続き】

1. 計画の申請

- (1) 経営力向上計画は国（地方農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局）に申請して認定を受けます。
- (2) 先端設備等導入計画は市町村に申請して認定を受けます。
- (3) 機械設備の能力を示す「生産性向上要件証明書」を上記計画申請時に添付します。
((2) の場合は、機械設備を導入することにより、労働生産性が3%以上向上するかの「事前確認書」（税理士、商工会議所等の認定経営革新等支援機関が発行）を併せて添付します。)

2. 生産性向上要件証明書の取得

生産性向上要件証明書は、機械設備メーカーが中央畜産会に申請して取得します。

注：生産性向上要件証明書とは、①一定期間内に販売されたモデルかどうか、②旧モデルと比較して生産性が年平均1%以上向上する設備かどうかを中央畜産会が認証した証明書です。

【この資料に関するお問合せ先】

公益社団法人中央畜産会
資金・経営対策部 前原

TEL：03-6206-0833（直通）

FAX：03-5289-0890

MAIL：shikin@sec.lin.gr.jp

中央畜産会ホームページ

<https://jlia.lin.gr.jp/info/archives2234/>